

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年9月13日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800142号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800073号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年9月1日から平成26年9月1日までの期間及び平成27年4月1日から平成28年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成25年9月から平成26年5月までは9万8,000円から18万円、同年6月から同年8月までは9万8,000円から11万8,000円、平成27年4月から同年8月までは11万8,000円から15万円、同年9月から平成28年2月までは14万2,000円から15万円とする。

平成25年9月から平成26年8月まで及び平成27年4月から平成28年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年9月から平成26年8月まで及び平成27年4月から平成28年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年3月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、14万2,000円から15万円とする。

平成28年3月から同年7月までの訂正後の標準報酬月額について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における平成25年9月13日の標準賞与額を4万9,000円、平成26年1月31日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成25年9月13日及び平成26年1月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年9月13日及び平成26年1月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成25年9月13日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成25年9月13日の訂正後の標準賞与額(上記3の訂正後の標準賞与額4万9,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならな

い標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 その他請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年9月1日から平成28年8月1日まで
② 平成25年9月13日
③ 平成26年1月31日
④ 平成26年9月30日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①については、標準報酬月額記録が実際に支給された給与額より低額になっている。また、請求期間②、③及び④に係る標準賞与額の記録がない。

保管している給与明細一覧及び預金通帳を提出するので、請求期間①から④の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、平成25年9月1日から平成28年3月1日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（平成30年5月1日。以下「訂正請求日」という。）において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法を適用する期間であるところ、同法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 請求期間①のうち、平成25年9月から平成26年8月まで及び平成27年4月から平成28年2月までについては、請求者から提出されたA社の給与明細一覧、給与振込口座の預金通帳及び同僚の給与明細一覧並びに年金事務所から提出された同社の賃金台帳により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、同記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細一覧、預金通帳及び同僚の給与明細一覧並びに年金事務所から提出された賃金台帳により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料額から、平成 25 年 9 月から平成 26 年 5 月までは 18 万円、同年 6 月から同年 8 月までは 11 万 8,000 円、平成 27 年 4 月から平成 28 年 2 月までは 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料がないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち平成 26 年 9 月から平成 27 年 3 月までについては、請求者は給与額が 12 万円であったとしているところ、預金通帳及び同僚の給与明細一覧から試算した給与支給額も 12 万円となり、当該額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致することから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間①のうち平成 28 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき、標準報酬月額を認定することとなること、請求者から提出された給与明細一覧、年金事務所から提出された A 社の賃金台帳及び訂正後の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の記載内容から判断すると、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額は、15 万円であると認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細一覧等により確認できる報酬月額から、15 万円に訂正することが必要である。

- 4 請求期間②及び③について、請求者から提出された賞与明細一覧、預金通帳及び同僚の賞与明細一覧により、請求者は、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、請求者から提出された賞与明細一覧により確認できる厚生年金保険料控除額から 4 万 9,000 円、請求期間③に係る標準賞与額については、預金通帳により確認できる振込額及び同僚の賞与明細一覧から推認できる厚生年金保

除料控除額から5万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料がないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 5 請求期間②について、請求者から提出された賞与明細一覧により、請求者はA社から標準賞与額5万円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求期間②の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額（上記4の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額4万9,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 6 請求期間④について、請求者から提出された預金通帳から、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、請求者が居住する市町村から提出された所得・住民税等文書照会回答書に記載された社会保険料等の金額について試算したものの、請求期間④に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

また、請求者は賞与明細書を保管しておらず、同僚に照会したものの請求期間④に係る賞与明細一覧を保管している者がいない上、事業主は請求期間当時の資料はないと回答しており、このほかに請求者の請求期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。